

【重要】弊社社員がお客様から不正に金銭を詐取した事案について（お詫びとお願い）

平成 29 年 1 月 12 日（木）に、弊社社員が私的に、お客様に対して本来請求する理由のない金銭を請求し、詐取した事案が発覚しました。

被害に遭われたお客様をはじめ、弊社をご利用いただいているお客様、関係各所にご心配、ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

現在確認できている手口としては、当該社員が債権回収を担当したお客様に対し、返済金を少なくしてもらうため、懇意にしている弁護士に口をきいてもらったという偽りを述べ、弁護士報酬などの名目で、指定する口座（当該社員の私的な口座）へ金銭を振り込むよう依頼したというものです。

弊社といたしましては、発覚後直ちに当該社員に事実確認を行うとともに、同様の事案がないか調査を行った結果、複数のお客様に被害があることが判明しました。

現在、弊社内に対策本部を設置し、当該社員の私的な口座の入出金記録をもとに、被害に遭われたことが現時点で判明しているお客様に対し、電話もしくは文書にて順次ご連絡しているところであり、全容解明に向けて全力を尽くすとともに、お客様の被害回復についても誠実に対応してまいります。

同様の請求もしくは不審な要求を受けた等、お心当たりがおありのお客様は、恐れ入りますが、以下の相談窓口までお電話いただきますようお願い申し上げます。

【お客様相談窓口】 お客様被害相談係 電話番号（フリーコール）0120-004-127  
お電話受付時間 平日 9:00～20:00  
土・日及び祝祭日 9:00～17:00

【ご注意】

弊社では、次のような名義の口座へのお振込みのご案内や現金手渡しをお願いすることは一切ありません。

- ・個人名義の口座
- ・法人名義の口座（「株式会社住宅債権管理回収機構」名義の口座、住宅ローンを提供する金融機関名義の口座を除く。）

なお、当該社員については、本事案の発生を受けて懲戒解雇することとしております。また、刑事告発に向けて取り組んでおります。

お客様の信頼を裏切り、多大なご迷惑とご不安を与える不祥事を発生させましたことは、誠に申し訳なく、衷心よりお詫び申し上げます。

今回の事件を真摯に受け止め、二度とこのようなことがないように再発防止措置を講じるとともに、社員一人ひとりが誠実、公正な行動を旨とし、お客様の信頼を取り戻すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

平成 29 年 1 月 25 日

株式会社住宅債権管理回収機構

代表取締役社長 大谷 秀逸